

令和6年第4回

高森町議会 1 2 月定例会会議録

令和6年12月5日開会

令和6年12月14日閉会

高 森 町 議 会

1 2 月 5 日 (木)
(第 1 日)

令和6年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和6年12月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 児玉 幸之助君

4番 佐藤 武文君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（9日間）

自 令和6年12月5日

至 令和6年12月13日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月5日（木）	本会議	議案審議
12月6日（金）	本会議	一般質問
12月10日（火）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月11日（水）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
12月13日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第 5 2 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 7 議案第 5 3 号 高森町公告式条例等の一部改正について

- 日程第 8 議案第 5 4 号 高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 6 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 7 号 高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5 8 号 高森町営学生寮設置条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 5 9 号 令和 6 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 6 0 号 令和 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 6 1 号 令和 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 6 2 号 令和 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	白石 豊和 君	2 番	武田 栄喜 君
3 番	児玉 幸之助 君	4 番	佐藤 武文 君
5 番	甲斐 節男 君	6 番	後藤 巖 君
7 番	牛嶋 津世志 君	8 番	後藤 三治 君
9 番	本田 生一 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	岩下 雅広 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
総務課課長補佐	植田 雄亮 君	財 政 係 長	児玉 明 君

5 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名（ 2 名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開会 午前 10 時 00 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和 6 年高森町議会第 4 回定例会の開会にあたり御挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、大変御多忙のところ本定例会に御参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、早いもので 12 月に入りまして、令和 6 年、今年も残すところ一月を切ったというところで、大変それぞれ町民の皆さま、議員の皆さまも慌ただしい時期になってまいりました。

さて、1 年を振り返ってみますと、やはり元旦の能登半島地震に始まり、8 月には宮崎県日向灘で発生いたしました地震により、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたところでございます。御承知のように高森町は南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されてる自治体でございます。この臨時情報を受けて、町の対応として災害警戒本部をすぐに設置をいたしまして、情報収集と発信を行ったところでございます。

また、夏はまれに見る猛暑に見舞われ、熱中症警戒アラートも過去とは桁が違ってくるぐらいの数が発令されたわけでございます。

また、9 月には再び地震の被害地であります能登半島に豪雨が襲ったということで、振り返ってみますと、自然災害や気象災害が相次いだ年でもありました。

当町においては、この 1 年特に大きな被害は受けておりませんが、これからも地震のみならず異常気象による大型台風や、最近予測がなかなかつかない、つまりゲリラ的な豪雨、そして、これからの季節は積雪、大雪など予測困難な災害に備えて、平時より防災意識を高めるところを引き続き地域の皆さまや議会の皆さん、関係機関との連携の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、政府ですが、11 月 29 日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の閣議決定をいたしました。今後、令和 6 年度第 2 次補正予算を国会に提出し、年内の成立を目指すというふうにされております。特に今回の閣議決定では、いわゆる「103 万の壁」についても令和 7 年度税制改正の中で議論し、引き上げるとされており、この改正は本町の歳入にも極めて影響を与えます。現在、新年度に向けた予算編成に取り組んでおりますが、これからの国の動向を注意しつつ、10 年、20 年後も引き続き人口減少化の中、超高齢化の中でも町民の皆さんが夢を持ち続けて、自分の生まれ育った高森町で安心して暮らすことができるようなま

ちづくりの環境、そして、それが持続可能でしっかり質が高いという、そういう高森町を目指して、各種政策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、9月の定例会においてこれからの行政運営の展開について、議員さんから一般質問をいただきました。そのお答えとして、他県で始まっておりますシニアエキスパート制度創設の説明を行いました。早速、12月1日付で職員OBの方に統括指導監として政策推進課に勤務していただいておりますことを御報告申し上げます。このシニアエキスパート制度でございますが、役場内の様々な事柄だったり、日常的な助言、特に職員の相談にしっかり対応していただいて、これまでの培われた経験をもとにクッション的な形ができるアドバイスをやっていただいて、よりよい空気感づくりに努めていきたいというふうに思っております。そのことによって住民サービスの向上と後進の育成というところに期待をしているところでございます。

次に、去る11月17日には、3回目となる高森町ポッチャ大会を開催し、実に75チーム382人も参加があり、90歳以上の高齢者の方も参加されている。つまり年齢問わずに参加ができている大会ということで、大変盛り上がりを見せたところでございます。第1回目の大会が2年前、これが32チーム、昨年が第2回で53チーム、今年が3回目で75チームの参加ということで、年々参加者も増えておりまして、早くも来年度の大会に向けて各地域での練習や地域での大会を計画されているというふうに聞いております。大変すばらしいことかなというふうに思っているところでございます。居心地がよくなった、使いやすくなった公民館に多くの方が集まっていた、百歳体操や健康づくりはもとより、このポッチャ等の練習、そして、高森の中学生がプログラミングいたしましたUDeスポーツ、つまりゲームですね、そういうところも今後、各公民館で展開されるのではないかなというふうに思っておりますし、地域の皆さんから非常に要望があるカラオケだったり将棋だったり囲碁、マージャン、いろんな体を使うそういう企画をぜひやっていただきたいというところを受けまして、しっかり来年度当初予算に反映をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、私も各地域のいろんな催しものに呼ばれて参加いたしておりますが、議員さんも来ていただいております。各地域コミュニティで非常にコミュニティが高齢化しておりまして、これまで存続できたことがこれから1年後、2年後、5年後、もしくは目の前の1年、2年後になかなか維持ができないのではないかとすごく懸念されております。駐在員さんからもいろいろそういう話を聞いておりまして、ぜひ議会と一緒に話し合って、何か解決の方向性を見いだしていただけないかと。も

しくは、地元出身の議員さんと町長も話していただいて、いろんな提案をいただいて、それを実現していただけないかと。お金はかかるかもしれないが、やはり地域にとってはなくてはならない地域コミュニティの中核となる位置づけを地域がやっているところに関して、何かしらバックアップをしていただきたいと。これまで自分たちで頑張ってきたんだという意見がやはり非常に出ております。どうぞ各議員、それぞれ地域の代表でもございますので、うちの地域は、ここの地域はこれが大事じゃないか、こういう声が出ているぞというところを議会の議員さんのほうからも私なり、もしくは総務課長なり担当課長に上げていただきたいというふうに思っております。役所というのは、御承知のように各議員や駐在員から声が上がったことはそこで反映しようとはしますが、計画を作る段階で、やはりきちんとした住民の声や議員さんの声というのがあることによって、計画にやはり入れていくべきではないかと、そこで議論が行われますので、ぜひ早めに伝えていただければ幸いです。よろしくお願いいたしますというふうに思います。

さて、本定例会に御提案申し上げますのは、承認と諮問が各 1 件、条例制定及び改正、また補正予算等の議案 11 件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 4 回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、児玉幸之助君、4 番、佐藤武文君を指名いたします。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、10 月 28 日に行われました議会運営委員会において、本日から 12 月 13 日までの 9 日間と決定しておりますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 13 日ま

での9日間とすることに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第3 諸般の報告

- 議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

- 議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和6年10月28日午後1時半より、第3・第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、12月5日から12月13日までと決定、一般質問通告期限を11月27日午前中と決定しました。

続いて、11月28日午前10時より、第3・第4委員会室にて委員会を開催。一般質問通告書が3名の議員より提出されております。質問は通告順とし、8番、後藤三治議員、3番、児玉幸之助議員、4番、佐藤武文議員の順番にて質問、一般質問日は12月6日と決定しました。両常任委員会、各特別委員会、議会運営委員会を12月11日と決定しました。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しております。本定例会には、承認1件、諮問1件、議案11件が上程されております。議案番号順に承認第8号、諮問第1号は、当日採決、議案第52号、当日採決、議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託、議案第54号、議案第55号、議案第56号は、当日採決、議案第57号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について、議案第58号、高森町営学生寮設置条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託、議案第59号、令和6年度高森町一般会計補正予算については両委員会へ付託、議案第60号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算、議案第61号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第62号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

また、陳情・請願ですが、3件の陳情書、1件の意見書を受け付けております。協議の結果、議員配付としております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

- 総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番の後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

まずもって、昨日、南阿蘇鉄道高森駅、そして交流施設が2024年度ウッドデザイン賞の最優秀賞、環境大臣賞に選ばれました。誠にありがとうございます。

総務文教常任委員会研修を令和6年11月20日、21日に開催しております。訪問先は別府市、南小国町です。

まず、別府市ですが、ライドシェア先進地であり、その目的や経緯を聞き、質疑応答をし、本町が実証実験に向けて準備中である自治体ライドシェアに有意義な提案ができるのではないかと、そういう目的を持って訪問をしました。講義説明者は、別府市企画戦略部次長がされております。かなり多角的に事業が進められており、ただ車を走らせるだけでなく、例えば、運転手確保のための移住支援金制度を活用した別府市以外からの移住に対して、最大400万円の支援事業、二種免許取得費用を最大50万円まで助成する制度を令和5年7月より実施しているとのこと。

また、令和5年8月からはナイトバスの運行を令和6年3月までというところで実証実験を行っております。

庁舎内では、ただこれが一つのセクションだけで判断できる事業でないために、複数の部署に係る問題として横断的に検討するため、タスクフォースを設置し、検討を進めていったという次第です。

同時に、東京や大阪などの首都圏でその運転手のリクルートや別府市のPRも兼ねて、移住促進活動も行っていたということです。

さらに地域公共交通会議にて課題が明らかになった地区より、まず20地区を対象に令和6年1月に70歳以上の住民1万人超に調査を実施、約50%の回答率のニーズ調査及び住民意見交換会を行っております。

このライドシェア一連の事業は、内閣府の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループにて、道路運送法第78条第2号、いわゆる自家用有償旅客運送（2号ライドシェア）を利用した交通空白地の解消を提案、申請に基づいた事業とすることです。実際に「湯けむりライドシェア」の名で2路線の実証実験がスタートしています。実際に私たち委員も乗車し、乗客の方とも話をしましたが、やはり便利だと、乗客の市民の方もおっしゃってました。

また、途中の停留所で鬼滅の刃で有名になった竈門神社、八幡竈門神社というのは正式名称です。ここにもバス停があったり、一部は観光に振っている点もありましたが、実際に試乗してみると、病院、役場、駅を結ぶ生活需要、いわゆる福祉が主目的であると見受けました。

本町が取り組むライドシェアとの違いは、この私たちが乗った別府市は、定時定路線型、本町はオンデマンド型、いわゆるドアツードアであるということです。別府市としては、移動弱者の利便向上と交通空白地域の解消を目指す福祉型であり、

最終的な目標は、まず市民が住みやすく、そして他地域、例えば、別府市以外の住民の方に選ばれる市となって移住定住を促したいと、そういう目的も話をされておりました。

なお、道路運送法第78条第3号の自家用車活用事業によるオンデマンド型のライドシェア、これを令和6年12月から開始予定とのこと。今後、本町が取り組むライドシェアと類似性のある事業であり、お互いの情報共有、これをお願いしております。大事なのは実態に即し、柔軟に見直していくことだと言われており、その点は同感だと思いました。

また、それぞれの地域に必要な持続可能な交通形態を再構築する点など、これは一般質問において児玉議員が通告しており、執行部の答弁を待ちたいと思います。

翌日は、南小国町にて観光産業を中心に意見交換会を行いました。南小国町議会からは、議長及び事務局長、町からはまちづくり課長及び企画商工観光係長、株式会社SMO南小国からは事務局長が出席されております。

現状としては、円安の影響でインバウンド客が2019年を超えて、今年は過去最多になる見込みであること。それに対し、これは逆に課題点ではあるんですけども、物価上昇による国内旅行の減少、サービス業における人手不足、最低賃金値上げによる人件費の高騰が上げられております。この点は、両町の共通課題であると考えます。

また、その内容で違う点でいけば、南小国町は宿泊型がメイン、高森町は一時滞在型がメインであること。インバウンド客につきましては、南小国町は韓国が中心、高森町は台湾が中心であると、そういうところがお互い報告で上げられております。これからはお互いの長所や短所を補完していくこと、観光連携の包括協定に基づき、事業を行い進めていくこと、美しい村連合阿蘇支部をさらに押し出すことで人を周遊させていく必要性などをお互い確認しております。2019年に包括連携協定を締結しており、今後は周年事業を計画するのもよいのかなと思いました。

本町におきましてもTPC開設10周年や南阿蘇鉄道設立40周年等が控えてます。ぜひ執行部には事業として取り組んでいただきたいと思います。

その他、観光地視察として別府タワー、旧豊後森機関庫、北里柴三郎記念館に立ち寄っております。

今後も委員会研修にて他地域の取組や経過を知ることで、本町の事業への提案や新たな提言を委員会として行っていきたいと思っております。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚

生常任委員長、後藤三治君。

- 産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。８番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

９月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を１１月７日午後１時３０分より、第３・４委員会室において、委員全員出席もと健康推進課、建設課、農林政策課の順に事業の進捗状況、課の懸案事項、１２月定例会予算案件について、課長、審議員、担当係長に出席をいただき協議いたしました。

まず、各課の事業の進捗状況については、おおむね当初予定していた計画どおりの事業振興であるとの説明を受けました。

次に、課の懸案事項については、９月定例会において監査委員から監査報告がありました健康推進課の国民健康保険関係や建設課水道関係の弁済金について、現状の報告をいただくとともに、今後について協議を行いました。結論を得るまでには至らず、今後は議員全員協議会等での協議も必要と感じております。

また、数十年前の地籍調査結果による道路関係について、担当課よりこれまでの経緯等説明を受けましたが、問題解決に至っておりません。地域住民にとって必要な道路であることから、早期の改良工事完了を望むものであります。

最後に、９月議会定例会で付託決議を行っていた農林政策課関係のアグリセンター４トントラック購入の現状説明を受け、本１２月議会定例会に予算計上を行うとの報告を受けました。今後も閉会中においても諸問題や事業進捗を確認するため、委員会を開催することを確認いたしました。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

- 議会広報特別委員長（後藤 巖君）６番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和６年１０月１０日、１０月１７日に開催し、１１月５日に議会広報「絆」第９４号を発送しております。

第９４号ですが、ＴＰＣで紙面紹介の折に申し上げましたが、訂正がございました。今後はこのようなことがないよう、編集に気をつけて進めてまいりたいと思います。

また、議会Ｑ＆Ａも募集しております。ちょっとした疑問でも結構ですので、ＱＲコードを読み取って質問していただくか、もしくは、直接事務局でも結構ですので、質問をお願いしたいと思います。

委員会研修として９月２５日、２６日に、令和６年度町村議会広報研修会に委員

3名、事務局1名にて参加をしております。3名の方が壇上に上がり講義をされましたが、特に埼玉県寄居町の議会広報広聴特別委員会、鈴木委員長の話が、同じ議会人として印象に残りました。読まれない議会だよりに出す意味なしといった挑戦的かつ意欲的な編集方針を基に議員が自ら動き取材し広聴力を高め、そのサイクルが議会力となるという言葉には感心しました。翌日は株式会社コアミックス本社及びゼノンギャラリーを訪問しております。

また、11月6日に開催された第17回熊本県町村議会広報コンクール表彰式で、高森町議会広報紙が特別賞を授与されております。これは町民の皆さまの御協力、そして各委員の行動力、議会事務局のサポートによる紙面づくりが受賞対象になったものと考えます。

最後に、町民の皆さまへ改めてお願いいたします。議会広報紙の表紙写真も募集しております。例えば、過去と現在の対比する表紙なども考えておりますので、多数、写真をお待ちしております。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第8号で御報告いたします専決第8号、令和6年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、提案説明を申し上げます。

専決しました内容は、令和6年10月27日執行、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行のための増額補正と補助事業の申請に伴う予算組替えを実施するもので、歳入歳出それぞれ818万円を追加し、予算総額を80億378万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入について御説明を申し上げます。第16款県支出金につきましては、選挙執行に伴う県委託金を計上いたしました。第19款繰入金につきましては、財源調整のため34万1,000円を計上しております。

続きまして、8ページから歳出について御説明申し上げます。

第2款総務費、第4項選挙費につきましては、選挙執行の経費としまして818万円を計上いたしております。

9ページをお開きください。

第3款第1項社会福祉費につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第4号）において議決をいただきましたケアプランデータ連携活用促進モデル事業の補助申請に際し、事業の変更に伴う予算の組替えの必要が生じたことから、緊急的に予算の組替えを実施しております。なお、事業費総額につきましては変更ございません。

以上、今回御報告いたしました補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の田上農夫男氏は、1期3年間、人権擁護行政に御尽力、御協力をいただいておりますが、その任期が令和7年3月31日をもって満了するため、その後任として高森町大字上色見2313番地、後藤初巳氏を推選するものであります。当氏は人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とし答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第6 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第6、議案第52号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

- 総務課長（岩下 徹君）議案第52号で御提案いたしました熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

共同処理の構成市町村であります山鹿市から、令和7年3月31日をもって共同処理事務の一部であります交通災害見舞金事務からの脱退の申出があったことに伴い、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

規約の変更をするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、御提案を申し上げるものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第５２号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第５２号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第５２号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第７ 議案第５３号 高森町公告式条例等の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第７、議案第５３号、高森町公告式条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

- 総務課長（岩下 徹君）議案第５３号で御提案いたしました高森町公告式条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年度、令和５年度において例規集の内容精査業務を専門業者に委託し、その結果に基づいて５０の条例を改正するものでございます。

精査した項目につきまして、内容を御説明申し上げます。

一つ目に、国の法令等の引用の正確性の確認、それと、例規全体の内容又は規定の内容が既に効力を失っている場合の指摘。二つ目に、法令や条例等の引用の整備をすること。三つ目に、法令用語の用い方が適切かどうかの審査。四つ目に、接続詞等の用字の統一を図ることなど、全体で１２の項目に対し精査を実施し、改正が必要なものを御提案するものでございます。

このような改正は、例規集の整備後、初めての試みであり、特に法令を遵守すべき私たち公務員にとって条例の引用先の錯誤や条のずれ等は、事務の根拠を乏しくするものであるため、今回の精査を行った結果により改正をさせていただくものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第８ 議案第５４号 高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第８、議案第５４号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

- 政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。議案第５４号で御提案いたしました高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、国によります全国の地方公共団体の情報システムについて統一した標準化をすることに伴う条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、本町に住民登録のない方の情報をシステムに登録管理しております宛名管理について、システム標準化により住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりまして、それに伴います個人番号の独自利用や特定個人情報の連携を行うための改正としております。ちなみに、本町のシステム標準化は、令和７年９月に移行が完了する予定となっております。この条例の一部改正につきましては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要があることから、今回、御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第５４号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第５４号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第５４号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 ９ 議案第 ５ ５ 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 １ ０ 議案第 ５ ６ 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第 ９、議案第 ５ ５ 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、日程 １ ０、議案第 ５ ６ 号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、関連議案でありますので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

- 総務課長（岩下 徹君）議案第 ５ ５ 号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、並びに、議案第 ５ ６ 号で御提案いたしました、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、関連がございますので、併せて提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 ６ 年 ８ 月の人事院勧告及び、その後の熊本県人事委員会勧告に基づき改正するものでございまして、月例給と期末勤勉手当をそれぞれ引き上げるものでございます。

月例給、つまり給料につきましては、昨年度の改定でもそうでしたが、本年も初任給をはじめ若年層に重点を置いて引き上げるものでございまして、全体

の平均で約３％の引上げとなるものでございます。

また、期末勤勉手当につきましては、期末手当と勤勉手当、そして６月と１２月支給分をそれぞれ１００分の２．５ずつ引き上げることにより、年間で０．１か月分の引上げとなり、現在、改正前は年間４．５か月分でしたが、これを年間４．６か月分へと引き上げるものでございます。

御承知のように公務員の人気、特に地方公務員の人気は低下しております。本町の職員採用におきましても、さきの９月に予定しておりました全国統一の職員採用試験、こちらにおきまして高森町の応募者はゼロでございました。阿蘇管内でも募集定員割れの市町村が多く、１１月以降に改めて試験を実施している市町村がございます。高森町におきましても独自の日程で試験を実施いたしまして、何とか人材確保に向けて取り組んでいるところでございます。

今回の人事院勧告の概要の冒頭には、人材確保に向けた抜本的施策というふうにも記されております。その施策の１番には、給与制度のアップデートとあり、給与の大幅引上げを実施することにより、採用市場での競争力向上を図る狙いということでもあるということでございます。

なお、議案第５６号で提案いたしております会計年度任用職員の給与等の改定につきましても、人事院勧告に基づく給料表を改訂するものでございます。

いずれの議案も施行期日いたしましては、令和６年４月１日に遡及しての適用といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。１０番、佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君）１０番、佐伯でございます。

今、少子高齢化の中で働き手と言われる若者たちが日本国中減ってきております。そういう中において、やっぱり人事院勧告というのも社会情勢というのを十分熟慮して、要するに、その地域の自治体の職員の働く場所、その環境づくりであったり、経済的なことを考えての今回のアップであったかと思います。高森町においても社会人枠で多くの職員を採用していただいております。ただ、日頃から言っているように、今回３％と言われましたが、やはり高校を卒業して１０年、要するに階段を上るように給料が上がってきた。そして社会人枠で年齢層がいびつだからといってぱんと入ってきたと。違う畑から来られるわけで、公務員の仕事というのは、なかなか奥が深く、そばから見ていようにはいかないわけであります。それでも、やはり役場を選んでくれたということ、社会人枠の中でも役場を選んでいただ

いたということは歓迎をしなければならないんですが、ただ、やはり下積みを10年間やってきた職員たちとの給料でのいびつ感が発生をしないように考慮をしなければならないというふうに思います。

それと、今回、会計年度任用職員のほうも上がっておりますし、職員OBの方をまた役場内においでいただいて、いろんな形でお助けをしていただくということも試みていらっしゃいます。その中で、町長にお伺いをいたしますけれども、阿蘇広域行政事務組合でも私は日頃から言っております。阿蘇広域行政事務組合には関係市町村すべて入っておられますし、その首長さんもおられる中において、やはり、いかに給料を上げて人材不足というのは、これは避けて通れないだろうと。そうやってきた中において、やはり各町村との市町村や阿蘇広域行政事務組合との人事交流をして、足りない分をお互いの自治体で職員を補うとかということも今後は必要になってくるんじゃないかと。今回の人事院勧告によっても、やはり各自治体、同じベースで給料アップをしております。給与体制は一緒であります。そうなると、人事交流もしやすいのではないかと。足りない年齢層の方をうちの役場に入らせていただくとか、人事交流で来ていただく、出向で来ていただくというやり方もできるんじゃないかというふうに思います。それと併せて、高森町内にある事業所、そういうところの方たちの知恵を借りるためにも、やはりいろんな職場の人たちにおいても、その職場に籍を置いた状況の中での人事交流等も、今から先はこの行政の場ではやっていかなければ、住民サービスというのはなかなか滞ってくるというふうに考えております。その点について、日頃から私も広域では口やかましく言っておりますけれども、それも含めた中で人事交流等も含め、町長のほうから今後の人材育成、また職員の採用等についていかがお考えであるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）まず、当町高森町は、私が就任して14年たちます。政策集の中で今回初めて、3期目も書かせていただきましたが、中長期にわたる職員採用の計画というところを明記させていただいて、現在、総務課のほうが進めているところでございます。やはり、長いスパンにわたって採用計画をある程度持ってないと、当然、そのとおりにはいきませんが、やっぱり先が見えないというところをしっかりと形としてまず作りましょうということを今やってるところです。そして、足もとの高森町の今後の形でございますが、非常に50代が誰もいないとずっと言ってたとおりのところが顕著に、今、実は表れておりまして、ここを打破するためにシニアエキスパート制度、もしくは、今、佐伯議員がおっしゃった、つまり民間の事業所からの出向をしていただくとか、もしくは交流をしていただくというところも

含めて考えていかなければいけないと思います。広域に関しましては、議員がいつもおっしゃっているとおりでございます、実は、今回も阿蘇広域も行政、ほぼ応募があまりなかったというのが現状でありまして、消防もそうでございますが、辞退者が増えております。つまり辞退者というのは、合格しても辞退するということです。大半の場合が消防庁だったり、熊本市消防局、もしくは国の機関等々に合格して、阿蘇広域消防や行政を合格したにも関わらず、最終的に辞退するということが増えております。勤務地が阿蘇市、特に行政になれば広域行政だから阿蘇市だから、阿蘇市だったら少しは道路も環境もいいし来てくれるのかなと思うと、なかなか難しいなということが実情でありまして、より北部の小国郷、もしくは南郷は厳しい状況でございます。そういう中で、阿蘇広域行政を間に入れて広域行政との人事交流も含めて、阿蘇広域全体で行政同士でやると、補うと、補完するということの一つの考えになるのではないかなというふうに思っております。国の方向性として、与党ではやはり道州制であったりいろんなところがいろんなことをまだ協議している最中でございますが、そういう中でも広域の中での自治体間の交流、もしくは、議員がおっしゃった広域行政、広域消防も含めて、そことの交流と、補うということはあるのではないかなと思います。ただし、1点、私が懸念しているところがございますのが、当町の職員さんですね、まあまあ仕事ができます。まあまあという表現にしておきます。つまり、ほかの自治体ができないとは言えませんので。ただし、高森の職員さんは非常に多岐にわたって、一つのセクションで三つ、四つ、五つ担当をされている職員さんがほとんどです。ですので、ほかの自治体から、例えば高森町に来られた方のほうが逆にびっくりされて、ここまでやらないといけないのかということも感じられるのではないかなというところ。各自治体で職員さんがやってる仕事の質、量もそうでございますけど質です。質だったり、取りかかるスピードだったり、そういうところの部分が高森町は非常に高いと思いますので、やっぱりそういうところも含めて考えていかないと、高森から来た職員さんはばんばん仕事はされるけど、どこどこから来た職員さんはなかなか難しいなというところも出てくると思います。丁寧に各首長さんが、現在人材獲得に向かって苦慮されておりますので、丁寧にお話をした上で、議員のおっしゃるやはりそういう方向性というのは必要だと思いますので、実現していければいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

2年連続で給与が上がってくるわけで、若い職員の皆さんたちには非常に喜ばし

いことだと思っております。そういう中において、やっぱりほかの職場を見たり、学校で同級生だったり友達だったり、民間で働いている人たちといろんな話をする中において、やはり公務員という給与が、今はやはり目指すものではなくなったというのが、今の若い人たちの考えであると思います。それに追いつくために、今回も人事院勧告で給与を上げてくるわけでありますけれども、なかなか、今言われたとおり、合格しても辞退される方がいらっしゃるということで、厳しい面がございます。厳しいなら厳しいなりに高森の町長は阿蘇郡の町村長会の会長もされておりますので、そういうときに足りない部分についての補いというものを各自治体、町村ごとでやっていくことができないかというふうに思っております。そして、今、広域のほうとの人事交流のお話もさせていただきましたけれども、今、広域のほうからも防災官OBの方が2名入ってきておられます。この方たちもそんなに長くはできないわけでありまして、そういうところにおいてもうちのほうから広域のほうにお願いをして、また次の者を派遣していただくなり、OBをいただくなりという活動もしていただきたい、そのように考えております。

それと、私は手前みそではございませんが、毎日役場に来ております。そういう中において、今、町長が言われるとおり、他の町村の職員さんたちと比べてどうか。他の町村の職員さんの働きは私は見えませんが、うちの職員あたりは、やはり町長がスピード感、また切れ切れでいろんな事業を持ってくるところで、それに敏感に反応する姿というのには関心をいたしております。そういう職員を逆にうちから派遣するというのは、ちょっともったいないような気もするわけでありますけれども、ただ、この能力を他の部署において、他の組織において発揮させるということも今後においては検討をしていただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

私は、この議案第55号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正、この条例改正の本来の内容についてお尋ねをしたいと思います。

行政職給料表、別表第1です。2枚目に41号法、その次が2欄空欄になっていきます。それから、別表第2も表の不備があると思いますが、これが不備ならば付託までに、委員会審議までに差し替えをお願いしたいと思います。今日、事前に議案の修正がありましたけれども、本来であれば、私たちは議長に送られた議案の写しをいただくわけですから、議員が議案を削除するとか、一部を削除するとかシールで訂正するというようなやり方は、私も今まで見たことがありませんので、議案に

不備があるならば、差し替えをお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。
- 総務課長（岩下 徹君）自席から失礼いたします。４番、佐藤武文議員からの御指摘の内容につきまして、不備がございますので差し替えをさせていただき対応を取らせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。
- 議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第５５号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第５６号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第５５号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第５６号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

- １０番（佐伯金也君）議長、いいですか。
- 議長（牛嶋津世志君）はい。
- １０番（佐伯金也君）今、佐藤議員が差し替えをした後でないとと言われたとおり、この議案に対して不備がありますから、休憩中に差し替えをしていただいて、休憩後に再度、この採決をしていただきたいと思います。
- 議長（牛嶋津世志君）今、１０番、佐伯議員から御提案ございました。休憩をただいまから行いますので、その間に差し替えをしていただき採決をいたしたいと思えます。

それでは、１１時２０分から再開したいと思います。間に合う。もう少し。時間的に少し余裕がありませんので、１１時３０分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。それでは、休憩に入ります。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前１１時０９分

再開 午前１１時３１分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を続けます。
- 総務課長、岩下徹君。

- 総務課長（岩下 徹君）議案第５５号の御提案の中で、４番、佐藤議員から御指摘をいただきました箇所につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、行政職俸給表の職務の級、号俸の中で４２と４３が漏れておりましたので、追記をさせていただきました。

さらに、第２表、先ほどの別表第１でございますが、別表第２の一番下のところで再任用職員とあります。その上に罫線を入れさせていただきました。

以上の訂正をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

改めまして、議案第５５号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに第５６号につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（牛嶋津世志君）６番、後藤巖君。

- ６番（後藤 巖君）６番、後藤です。

先ほど提案いただきました議案第５５号、５６号の件につきましてですけども、この件につきましては議案第５３号で高森町公告式条例等の一部改正、そこに関連する箇所がございますので、私が議会運営委員長として報告でこれを当日採決としておりましたが、この部分について総務文教常任委員会に付託ということで、ここにいらっしゃる議員の皆さまがそれでよければ付託案件としたいのですが、議長のほうでお取り計らいしていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

- 議長（牛嶋津世志君）ただいま総務文教常任委員長のほうから説明がございまして、本案は総務文教常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第５５号、５６号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１１ 議案第５７号 高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第１１、議案第５７号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

- 教育委員会事務局長（村上純一君）こんにちは。

議案第５７号で提案いたしました高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の設置条例の制定につきましては、令和６年１０月３０日付で竣工した高森

町多目的広場整備の全関連工事の完了に伴い、施設の設置条例を制定するものです。

条例案について御説明申し上げます。第1条において、施設の設置用途を大規模災害発生時における防災拠点、また、通常時は町民の生涯学習、スポーツ、レクリエーション等の活動のための施設と位置づけております。名称につくしまつもとを付与しておりますのは、同施設前身の高森高校第2グラウンド、通称つくしまつもと球場を継承するものでございます。

次に、第2条で施設の位置、第3条で施設管理者を高森町教育委員会を定めております。第4条で使用期間と使用時間を定めており、使用期間は年末年始を除く1月4日から12月28日まで、使用時間は午前8時30分から午後9時までとしております。使用料につきましては、第8条で定めております。

お手元の議案に添付しております別紙資料1、2を御覧ください。

別紙資料2におきまして、使用エリアを使用パターンを図面化しております。用途別の使用エリア、使用料金について御説明します。左上の図1につきましては、野球及びソフトボールコート用途エリアとなります。表を下に御覧ください。図4はサッカー用途エリアとなります。また、下に見ていただきまして、図7、こちらにつきましては多目的用途反面エリアとなります。左端の一番下の段、図10につきましては、多目的用途全面使用となります。

以上の4パターンのエリアを定めており、夜間利用の際は、それぞれの用途に応じ夜間照明の点灯パターンをシステム化しており、それぞれのパターンに応じた夜間照明使用を設定し、条例案の第8条別表でそれぞれ定めております。

なお、町外の利用者には町内利用者の使用料の倍額を定めるものとしております。

条例案本文にお戻りください。第9条におきまして、使用料の減免規定、第10条から第12条まで、指定管理者による管理を行わせる際の規定を定め、第15条においては、当条例施行に関する規則制定について定めております。

高森町多目的広場つくしまつもと設置条例案についての提案説明は以上でございます。条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１２ 議案第５８号 高森町営学生寮設置条例の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第１２、議案第５８号、高森町営学生寮設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長課長、村上純一君。

- 教育委員会事務局長（村上純一君）議案第５８号で提案しました高森町営学生寮設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回御提案の改正内容は２点でございます。１点目は、第１条で、現在受入れが可能な対象生徒を高森高校生と高森中学生とする規定から、高森中学生を削除するものです。

また、２点目は、第５条に規定する寮費月額の設定でございます。高森町営学生寮「たかもり時空和ベース」は、令和５年４月の運営開始当初、高校生２１名、中学生２２名が入寮しておりました。しかし、高森中学生２２名につきましては、同年１２月をもって既に全員退寮しており、町内の民間下宿へ引っ越しをしております。今年度に入り、新たに高森高校生２５名が入寮し、本日現在３７名を受け入れております。

今回、受入れの対象から高森中学生の規定を削除する理由としましては、高森高校マンガ学科設置を契機に、入学者希望数の増加に伴い、来年度における入寮の問合せも多くいただいておりますことから、高森高校生で定員の５０名を継続して充足する見込みとなりましたことによるものでございます。

次に、第５条に規定する寮費月額の設定について御説明申し上げます。現行、月額の寮費を１人あたり６万円と規定していますが、昨今の物価等の高騰と人件費の増加により、月額を１万５,０００円増やし、月額寮費を１人あたり７万５,０００円とするものです。たかもり時空和ベースの設置、運営スキーム策定にあたっては、令和４年度に官民で組織するプロジェクトチームにおいて、熊本県下の国機関への寮、県立高校への寮、民間学校法人への寮、民間への既存高校生寮の実態調査を行い、必要な協議を経て現在の寮費月額の設定に至っており、高森町営学生寮設置条例を議会に提案し、御決定いただいたものでございます。

しかし、設置当初の令和５年度から今日にかけて、物価やエネルギー費用の高騰、人件費の上昇を受け、現在の月額寮費とたかもり時空和ベースの運営に要している

実費額との差に大きな開きが生じている現状でございます。令和５年度の決算ベースでは、１か月の１人あたりに要する費用の平均が約７万３,０００円であったのに対し、今年度に入り、さらに物価等上昇が進んでおりまして、平均で約８万円の経費が１人あたり生じている状況になっております。今回の月額寮費の値上改定につきましては、経済情勢等の変化に伴うもので、町営学生寮に寄宿し、最低限の生活を送る上で必要な費用の増額負担を求めるものでございます。

また、当施設は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３０条に規定する教育機関として、高森町教育委員会が設置しております。運営に関しまして生じた赤字分の費用補填につきましては、国から特別交付税措置を受けることができますが、より持続可能な運営体制にするため、今回、寮費月額を改正するものでございます。

なお、今回の条例改正は、令和７年４月１日からの適用を予定しており、現入寮生の保護者、また、令和７年度入寮生希望生徒の保護者に対しまして周知期間を設ける必要があるため、今議会において条例改正を提案するものでございます。

以上、提案内容を御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。１０番、佐伯金也君。
- １０番（佐伯金也君）１０番、佐伯でございます。

約５０年ほど前に私が県立高校の寮に入っておりましたときの寮費、それからしますとこれはもう本当に倍以上に寮費が上がってきております。そして、その当時は高校授業料については実費負担でございました。今は高校授業料については負担なしでやっておるわけでございます。ですから、親の負担というものはその分下がったかなと思うんですが、ただ、寮費が一月に７万５,０００円という金額を聞いて、これが高いか安いかということです。高森の場合は、特にやっぱり都市部からすると、もう少子化が進んでおりますから地元の子供たちが行ったときに２０人から３０人であるだろうと思います。その子たちについては、寮に入る子もいらっしゃると思いますが、それ以外で寮に入るということになってくると、マンガ学科あたりに希望してこられる生徒さん、その方たちが県内県外いらっしゃいます。そして、もしマンガ学科を希望せずして地元の高校に行ったならば、どれだけの費用がかかるかということを換算すると、親からすれば、授業料無償化で負担は軽くなったんだけど、地元で行ってくればその分経費も安く済むと。高森高校のマンガ学科に行くと寮に入らなければならないから、７万５,０００円の負担をしなければならないと。それが非常に今後においては足かせになってくるような気がいたします。

す。地元の子供たちが高森高校のマンガ学科に行く分については、家庭から行けばそれほど負担は感じないわけでありますけれども、残念なことに、やっぱり少子化の中で児童生徒数が減ってきておる中において、高森出身の子供たちだけを受入れて高森高校がいいかということではないと思います。ですから、やっぱり町外又は県内県外という形で、広く生徒さんたちを集めるためには、この7万5,000円というのが、最終的には足かせになってくる可能性があります。この足かせというのを、やはり懸案というのをどのように解消していくのか。この寮費を町からじゃあ補助で軽くするのか。それとも、県立高校ですから、前から言っておるように県立高校として県のほうからこの寮費についての補助をされるのか。今後においてそういうふうな希望的交渉が今後できるのか、そのあたりについてどなたか分かる方に御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。
- 教育委員会事務局長（村上純一君）確かに7万5,000円は高いのか安いのかといったところは非常に検討を重ねておりまして、議員が出身の高校の寮の費用も調べておりますが、やはり値上がりしております。しかし、県立であったり学校法人の私立が運営しています寮は、先生方がそのまま寮監として任務に当たられたりですとか、そういった部分で高森町の町営の学生寮と全く違うところは、やはり人件費がかかってきているといった部分でこの7万5,000円という設定が必要なものになっております。実際のところ、たかもり時空和ベースでは365日3食提供しておりますので、その辺がまた特色でもあり、保護者の方にもやはりしっかり理解をいただいているといったところでございます。ですので、1か月の食事代だけでも、今後、また米の価格とかが上がっておりますので、また上昇が見込まれております。そのような金額が反映されてない中でも、今、月額食事代だけで5万円近くかかっておりますので、やはり必要な実費の部分というものはしっかり保護者の方に理解をいただいて求めていかないと、いくら特別交付税が措置されるからといって、やはりその分特別交付税措置が70%のときには、町が30%持ち出したが出来ますので、やはりその部分が大きくなってくるとなかなか町民の方にも理解していただくのが難しくなるのではないかと委員会のほうでは考えております。当然、県立の高校生が利用する寮ですので、なぜ町が設置しているのかという部分もございしますが、そこは4者協定、高森町と高森高校、熊本県教育委員会、コアミックスで結んでいます協定の中で、町が寮をしっかり設置することといったところを位置づけてやっておりますので、県のほうからもやはりそういった働きかけにつきましては、寮費については何も今のところまだ協議なり、そういった要望なりはで

きていないというのが現状です。しかし、今年度に関しましては、前回の9月議会で御提案しました下宿に入られている方々の住まいの確保といった差額に関しては、県のほうが寄り添っておりまして、そういった検討もされておりますので、今回の値上改定、また御審議いただいた後に決定した先には、こういったお話も議会のほうから出てきているといった部分をしっかり県の教育委員会のほうにつないで、負担軽減に向けては引き続きしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。
- 10番（佐伯金也君）魅力ある高森高校を作るためにマンガ学科が設置され、それぞれ県内県外から多くの生徒さんたちが進んでこられると。そういう中において、やっぱりどうしても避けて通れないのが、やっぱり寮であったり下宿であったりということであると思います。その中で、やはり高森高校のマンガ学科に行きたいけど寮費が7万5,000円となれば、もう地元の高校のほうがいいんじゃないのという話になってこないとも限らない。高森だってそうなんです。今まで市内の高校等に行く場合において、市内での経費、コストを考えたときに、親が一番願うのは、一番いいのは高森高校に行ってくれることが一番いいんだと。それが一番経済的負担が少ないんだというふうに保護者の人たちは思っていたらいいんですけど。しかしながら、子供たちの希望を聞いて市内の高校なりに子供たちを通わせていらしたわけなんです。その中で、やっぱり高森高校、今、マンガ学科ができてやっと脚光を浴びて生徒数が増えてきておる中において、学校の現場においては、あくまでも県ベースでいろいろと考えていっていただかなければならないと思います。ただ、しかし町営学生寮については、高森町が今後運営を担っていく。今も担っておる中において、実費負担をしていただくということであるのならば、やはり高森高校のためでもあるわけですから、県の何らかの寮費に対しての補助等もしていただかなければ、高いからといって子供たちが来なくなったら、当然、生徒数も減ってくるわけでありまして。減らないようにするためには何をすべきかというのは、やはり町と4者協定ができておるから、それを盾に高森町がどうにかしてくださいだけではなくして、やはり寮についても県が何らかの予算的な策を考えていかないといけないんじゃないかなと思います。より保護者の負担が高森高校に通ってくる県内県外、町外の子供たちが寮に入りやすいような環境を作っていただくように県との協議を一層進めていただくように要望をいたしたいと思っております。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありますか。4番、佐藤武文君。
- 4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

この条例そのものは総務文教常任委員会管轄の条例ですけれども、今回、目的の部分を変更してありますので、あえてちょっと質問をさせていただきたいと思います。目的の中で、受入れ対象の学生は、そもそも高森高校の生徒と高森中学校の生徒ということで、この学生寮が設置されましたし、先ほど教育委員会の事務局長から説明があった中でも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育機関としてこの寮は設置されているわけです。そういうことを説明して、去年、中学校の生徒たちも入寮したと思うんです。今回、高森高校が合格者が増えまして、遠隔地から通学する生徒が増えたということで、高森高校に限った学生寮になる。それは仕方がない部分もありますけれども、そもそもこの寮を設置する時点でも中学生の生徒、それから、その保護者の方々にも寮を完備してますという説明をして入寮させている。そして、その後、1年もたたないうちにこの寮を出て行かざるを得なかった子供たちもいるわけです。この教育機関という考え方としたら、出て行かざるを得なかった子供たちに対する手当てというのは、教育長先生は教職が出身でもございますし、その手当てとかということについてどうお考えか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（牛嶋津世志君）教育長、古庄泰則君。
- 教育長（古庄泰則君）県立高森高校のマンガ学科の子供たちもそうですけれども、高森中学校の県外から、もしくは校区外から入学してくる子供たちも目的意識を持って、夢を持って高森中学校のほうに転入をしまいがち。そういった子供たちに対しまして、一番そういう夢をかなえやすい環境を作るといようなところあたりは、義務教育の段階においてどの子に対してもそうですけれども、子供たち一人一人の夢をかなえる後押しを学校現場と一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。
- 4番（佐藤武文君）教育長から御答弁いただきましたけれども、高森高校生に限らず中学生に対しても、以前と変わらぬような対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１３ 議案第５９号 令和６年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第１３、議案第５９号、令和６年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

- 町長（草村大成君）議案第５９号で御提案いたしました令和６年度高森町一般会計補正予算（第６号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１０億７，９９０万６，０００円を追加し、予算の総額を９０億８，３６９万１，０００円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の実績額に応じた補正や、一般職員及び会計年度任用職員の給与改正に伴う人件費の補正、各事業の進捗による年度内補正等を行うものでございます。

５ページをお開きください。

地方債補正につきましては、本補正予算に計上いたしております多目的広場防災倉庫の購入費用を地方債を活用して実施するため、熊本県との協議に伴い、限度額の追加を行っております。

続きまして、９ページをお開きください。

９ページからが歳入になりますが、その主なものを御説明いたします。第１１款第１項地方交付税につきましては、令和６年度普通交付税の交付決定に伴い２億７，８５８万３，０００円を追加し、令和６年度の地方交付税の予算総額を２５億２，８５８万３，０００円としております。

続きまして、１０ページをお開きください。

第１８款第１項寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附実績に基づき、新たに６億円を追加計上しております。

続きまして、１１ページを御覧ください。

第１９款繰入金につきましては、各基金を活用する事業実施のため、それぞれ繰入金を増額しております。繰入金の主なものについて御説明を申し上げます。ふるさと応援基金繰入金につきましては３億９，９９５万８，０００円を計上しております。こちらはふるさと応援基金を活用する事業の事業費調整に伴う増減と、ほかの基金に積み立てるため繰入金を増額しております。詳細につきましては、歳出にて御説

明を申し上げたいと思います。

続きまして、第２１款第４項雑入につきまして、令和５年度の物価高騰対応生活支援交付金の実績に応じて、事業者より返還される精算金として４９０万２,０００円を計上しております。

続きまして、歳出について説明申し上げます。１３ページをお開きください。

第２款第１項第１目一般管理費に出張所業務の委託に関する関係費用を計上しております。事業費としましては、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費の総額で３２３万５,０００円を計上しております。こちらにつきましては、草部出張所の業務を草部郵便局に、野尻出張所の業務を津留郵便局に委託するもので、草部地区と野尻地区の計４か所において、地元説明会を１１月中に実施し、おおむね御理解をいただきましたので、今回、委託に向けた準備経費等を計上させていただきました。

なお、説明会に参加されなかった方もいらっしゃいますので、たかもりポイントチャンネル等においても詳細な説明を行うこととしております。

１４ページをお開きください。

第２款第１項第１７目水資源対策費につきましては、水資源対策検討委員会の設置に必要となる経費と企業会計移行に伴うシステム改修業務の費用を計上いたしております。予算の額は総額４５３万８,０００円を計上いたしております。議会のほうにより長い年月をかけて、数年をかけて議論をしていただきました水の取水事故に伴う補償についての今後及び企業会計移行に伴う時期ということで、御意見、方向性をだしていただきまして感謝を申し上げたいというふうに思います。令和７年度当初予算ではなく、これまでも含めて、これからも一つ大きな課題であり、この課題に関して明るい方向で解決していくようにスピード感を持って取り組みたいというふうに思っております。今回、私の意向を受けて担当課が計上していただきました。お礼を申し上げたいというふうに思いますし、議会のほうにもこれまで同様御意見をいただき、そして、議論の中でもしっかり御意見いただければ幸いです。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

１９ページをお開きください。

第１３款第２項児童福祉費につきまして、子育て支援策ＰＲ委託料として３６３万２,０００円を計上しております。こちらは令和６年度補正予算（第２号）で計上しておりました事業をさらにパワーアップするために必要となる経費を計上しております。具体的には、ハンドブックの製作と新聞広告の実施というところに加えて、ビニールバックと町外向け、つまり全国向けのハンドブックの製作に係る費用を計上いたしております。

続きまして、２３ページをお開きください。

第８款第１項消費費につきまして、多目的広場防災倉庫購入費として１００万円を計上しております。こちらは改修が進んでおります多目的広場において緊防債の要件となる防災備蓄倉庫の設置のための費用となります。さきに御説明申し上げましたとおり、全額緊防債を財源として事業実施をすることとしております。

続きまして、第３款第３項観光費につきましてでございます。これも先ほどの子供向けの広報と同じく当初予算で議決いただき進めておりますＳＥＥ等の広報について大変効果があるということで、今後、年度末に向かって拡充する予定でございますので計上をさせていただきました。

２４ページをお開きください。

第９款第１項教育総務費につきまして、町営学生寮運営業務委託料として５６２万２,０００円を増額しております。こちらは町営学生寮の運営をするにあたり、入寮する生徒の登校状況などの利用により想定より運営委託経費が増額となる見込みであることから予算を増額するものでございます。

２７ページをお開きください。

第１２款第１項基金費につきまして、各基金への積立金をそれぞれ計上しております。このうち未来のまちづくり事業継承基金とふるさと応援事業償還基金にふるさと応援基金からそれぞれ２億円ずつ計上しております。ふるさと応援事業償還基金につきましては、これまでこの長い間政策として実施してきた事業のうち、起債の額から交付税措置額を引いた実質の高森町の負担額について、あらかじめ基金として積み立てておくもので、今年度はこの基金から１,３７５万円を繰入れする予定としております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。
○議長（牛嶋津世志君）ただいま正午を過ぎましたので、ちょっと休憩をして、１３時からまた開会をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）それでは、昼食休憩を取りまして、１３時から開会いたします。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後０時１１分

再開 午後１時００分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を続けます。

議案第５９号、令和６年度高森町一般会計補正予算について、提案理由の説明が

終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

- 6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

予算書の22ページ、5款農林水産業費、農業費の負担金補助及び交付金の欄ですけれども、この耕作放棄地解消事業というものの、これについてどのような内容なのかということと、あと、例えば、資格者は法人か個人かとか、そういう事業の内容を教えていただきたいのが1点と、農地バンクはその答弁をもらってから聞きますので、まず耕作放棄地解消事業、これについての説明を課長に求めます。

- 議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

- 農林政策課長（芹口孝直君）こんにちは。

22ページ、第5款第1項、第4項の耕作放棄地解消事業、耕作放棄地有効利用促進事業の概要ですが、こちらは県の補助事業となっております、耕作放棄地を解消し、5年以上耕作を行う担い手に対する補助金になります。

また、対象者につきましては、個人でも法人でも担い手であればどちらも可能な補助金となっております。

また、単価につきましては、県のほうが再生と営農を合わせまして10アールあたり4万円、町も併せて反あたり1万円を補助する内容となっております。

- 議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

- 6番（後藤 巖君）説明、ありがとうございました。

というのが、やはりこのごろ休耕地というかその対策というのが非常に大事な部分だと思っています。その下に農地バンクの利用促進事業補助金、これは町の単費でされている事業かとは思いますが、それも合わせて、なかなか休耕地の活用というのが進んでないというふうに見受けられるところがあります。特に、この農地バンクの利用というのは、農地バンクにまず登録するところからスタートして、その書類とかがかなり量が多いと。登録したいという人からも聞きましたし、借りたいという人は結構いらっしゃるんですが、結局、登録されてないから借りれないというところも聞いてます。なので、その県とこれまで、例えば、書類申請の簡素化とかスピード化とか、そういう話を今までされたかどうかというのをちょっと教えてください。

- 議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。自席からどうぞ。

- 農林政策課長（芹口孝直君）議員のおっしゃられるとおり、農地バンクの制度というのは、熊本県が入って貸付者、借受者のお金のやりとりまでするという、大変いい制度なのですが、おっしゃられたように書類関係とか申請の仕方が煩雑であるために、かなり申請される方が難色を示すという場面もございます。町としましてもそ

の辺の補助の体制は、事務方のほうでできる限りの補助もやっております。

また、この申請の簡素化につきましては、県のほうに阿蘇郡市7市町村の意見を取りまとめまして、書類の簡素化というところで、ぜひ書類の簡素化をした上で、今後、この農地バンクの利用を促進できるような体制づくりをお願いするという要望のほうを上げておる次第です。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）ありがとうございました。

そういう点でこういう申請書類とかも課の中で課題であるということを認識されてるということで、安心しました。やはり休耕地が増えるということは、国土保全的な問題もありますし、今問題になってる有害鳥獣対策、やっぱりそこにも絡んでくることだと思います。なので、しっかり休耕地をよりいい形で活用していくという事業は、これからもどんどん進めていっていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、各常任委員会に付託すること決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第14 議案第60号 令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第60号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。

議案第60号で提案いたしました令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算に279万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,276万6,000円とするものでございます。

6、7ページをお開きください。

今回の補正は、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う補正となっており、6ページの歳入では、第6款県支出金に補助対象となる会計年度任用職員の人件費分として116万1,000円、第10款繰入金に補助対象外の職員人件費分として、一般会計からの繰入金163万1,000円を計上しております。

7ページの歳出では、第1款総務費、1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の各節に職員の給与増額分として、合計163万1,000円を計上し、第6款保険事業費、2項1目特定健康診査等事業費の各節にも同様に会計年度任用職員の給与増額分として、合計116万1,000円を計上しております。

今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第15 議案第61号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第15、議案第61号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

- 健康推進課長（津留大輔君）議案第61号で提案いたしました令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算10億4,089万4,000円の総額を増減なしとし、歳出予算の内容のみを変更するものでございます。

6、7ページをお開きください。

歳入予算の補正内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末の実績見込額に応じた予算の増減が主な補正内容でございます。

第1款総務費では、第1項総務管理費、第2項徴収費、第3項介護認定審査会費の需用費及び役務費を実績見込額ベースに補正しております。

第2款保険給付費では、第4項1目高額介護サービス等費と第6項1目特定入居者介護サービス等費の18節負担金補助及び交付金を100万円組み替える補正を行っております。

第5款地域支援事業費では、第1項1目介護予防生活支援サービス事業費を実績見込額ベースに補正しております。

同じく第5款3項3目包括的支援事業費（社会保障充実分）では、高森町社会福祉協議会に委託している生活体制整備事業の人件費、給与改定に伴う委託料増額分として69万3,000円を計上しております。

最後に、第8款予備費で予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第16 議案第62号 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第16、議案第62号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

- 建設課長（住吉勝徳君）こんにちは。

議案第62号で御提案いたしました令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、人事院の給与勧告による人件費及び需用費の増に伴う調整でございます。歳出予算内での予算調整を行うものであり、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

予算書 6 ページをお開き願います。

第 1 款水道費、第 1 目一般管理費において、給料、職員手当等、共済費を増額しております。

また、需用費につきましては、年度末までの修繕料が不足することが予想されるため 4 5 0 万円を増額しております。

最後に、予備費につきましては、収支の調整を行いました。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 7 休会の件について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第 1 7、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。1 2 月 9 日、1 2 月 1 2 日は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、1 2 月 9 日、1 2 月 1 2 日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

- - - - - ○ - - - - -

散会 午後1時19分